

中国の「外嫁女」・「出嫁女」・「農嫁女」問題

李 亜 姣*

“Waijianü”, “Chujianü” and “Nongjianü” in China

LI Yajiao

Abstract

It is of great significance to protect women's rights to farm land in China. Unfortunately, the 3rd national survey on the status of Chinese Women in 2010 reveals that 21% of rural women lost land. The three words “Waijianü”, “Chujianü”, “Nongjianü” are often used in the news, thesis or judgement and so on. However, there is little about the studies on the mixing use of these three words. The paper will trace the subject of rural women in 5 land reforms to cast light on what the three words mean.

KeyWords : Waijianü, Chujianü, Nongjianü, land reform, collective ownership

I. はじめに

中国の憲法の規定によると、農地は集団所有であり、農民は使用权をもつ。『中華人民共和国土地請負法』¹30条に、「請負期限内において、女性が結婚して新たな居住地で請負地を取得していない場合には、請負に許可を出した側は結婚以前の（女性の）請負地を回収することはできない。女性が離婚又は配偶者を亡くした場合、婚姻後の居住地に生活を営むとき、又は婚姻後の居住地に居住しなくても新たな居住地において請負地を取得していないときは、請負に許可を出した側は婚姻後の（女性の）請負地を回収することはできない」と規定する。加えて、『中華人民共和国婦女權益保障法』²32条に、「女性は、農村土地請負経営、集団経済組織の収益分配、土地収用補償金の使用及び宅地使用などの面で、男性と平等の権利を享有する」と定める。しかしながら、第三回「中国女性の社会的地位調査」³によると、2010年に農村の女性が農地を失っている比率は男性より9.1%高く、21%となったという。10年前と比べて11.8%増加したことになる。その結果、失地問題は、女性に就職上の不利益を与え⁴、家庭内暴力ももたらした⁵。

1992年の「鄧小平南巡講話」以降、経済市場化の全面的な導入が始まった。都市化が進むにつれて、農地収用が中国各地で起きた。1999年には、農村女性の農地をめぐる権利の侵害は、きわめて顕著になった⁶。第二回「中国女性の社会的地位調査」によれば、土地を奪われた農民たちの71%は女性だったという。経済発展の進む中国東部で、異議申立てをする女性グループが増加した。女性の農地をめぐる権利の侵害に関する記事、論文、公文書、判決文の中では、「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」という三つの語彙が次第に現われてきた。さらに、様々な文章で文脈によって違いのある名称が頻繁に使われるようになった。民間から使い始めた三つの呼称は、主に、農村土地請負生産権、農村集団経済組織の収益分配金、土地収用補償金などの面で侵害を受けた女性たちのことを意味している。その侵害現象を「外嫁女」問題、「出嫁女」問題、あるいは「農嫁女」問題と名付けるようになった。しかし、それらの定義が社会的に定着しそうになると、再度意味内容が変容する。侵害を受けた対象者の構成は時系列的にどのように変化したのか。そして、「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」の使用の混乱、意味内容の

キーワード：外嫁女、出嫁女、農嫁女、土地改革、集団的土地所有

*平成26年度生 ジェンダー学際研究専攻

変化は何を示唆しているのだろうか。

本論文は「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」を歴史的に構築された主体を把握し、それぞれの出現・発展・変容を追い、現代中国女性の農地をめぐる権利の侵害状況を浮き彫りにするための準備として、呼称の変遷過程を中心に論ずる。

II. 先行研究の検討と研究の目的

以前の研究では、「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」の定義・使用の混乱が今まで問題視されなかった。研究ごとに、研究者は恣意的に定義したり、使用したりする傾向が強かった。例えば、王晓莉、張潮、李慧英（2014）の研究⁷では、「農嫁女」を、「戸籍を出生地にそのまま残り結婚して村を出た女性（出嫁女）、離婚女性、寡婦、未婚の母親（未婚生子）等」のことと定めた。王晓莉、李慧英（2013）の以前の研究⁸では、「農嫁女」を、「嫁いだ女性（出嫁婦女）、離婚女性、寡婦、未婚かつ居住地から離れない若い女性、婿等」のことと定義していた。これらの研究から見ると、定義する対象に時系列的にも曖昧さが残ることが分かる。「外嫁女」や「出嫁女」も同様な問題を抱える。この三つの語彙の使用の混乱自体の意味を問題化する研究は現在のところ見当たらない。

また筆者の修士論文⁹によれば、中華人民共和国建国以前の国共内戦期における土地改革（1946－1948年）では、婚姻移動による農民女性の失地（農地の所有権を失うこと）を防ぐため、中国共産党（以下、中共と略す）は、農村女性に土地の所有権を携帯させる柔軟な方法を模索したこともあった。この時期の歴史が今日の農村女性の失地問題に繋がっている。

それでは、なぜ90年代以降今日まで、現代中国では婚姻移動による農民女性の失地が顕在化するようになったのか。中共が過去に実施した5つの土地政策において女性の主体はどう変わってきたのか。土地が奪われた農村女性を表す現象としての、この三つの呼称は何を意味しているのか。呼称は歴史的原因や侵害発生の直接的な原因とどのように緊密に関わっているのだろうか。本稿では、これらの問題を明らかにするために三つの呼称の歴史の変遷を明確にしていきたい。

III. 土地改革と農村女性の呼称の変遷

1. 集団的土地所有と女性の土地使用权

1927年毛沢東が制定した『井冈山土地法』の中では、「人口数を標準に、老若男女を問わず土地を均等に分配する」と定められた¹⁰。これは理論的には100平米の土地があり、農村総人口老若男女が100人いれば、一人に1平米ずつ分配されることを意味する。仮に村に100平米の土地があり、富農一家族5人で50平米を所有し、中農6家族30人で30平米を所有し、貧農13家族65人で20平米を所有すると、つまり、富農は45平米を貧農に再分配することになる。貧農は45平米プラス20平米で65平米になる。それで、全員で一人に1平米になる。以上のような『土地法』は非常に強い平等主義を謳っているが、階級の地位はそれと異なる。つまり、世帯を単位として、世帯の階級の地位は、世帯構成員一人一人の階級の地位を規定する。女性の階級の地位は、夫や父と同一の階級の地位と見なされる。国共内戦期の土地改革においても、この家父長制に規定された階級の地位の決定の方法が受け継がれたのである。この場合、先に述べるモデルを考慮に入れるのであれば、再分配される貧農の妻・娘の土地権利分は、世帯主の取り分として世帯所有に埋もれてしまう可能性もある。また、地主・富農の妻・娘、中農の妻・娘などにおいては、人口当たり換算された土地への権利・1平米が社会的に承認されるかどうかは非常に問題を抱えるといえよう。

国共内戦期における土地改革（1946－1948年）では、二つの政策が実施された。まず、1946年5月に「中共中央の土地問題についての指示」（通常、「五・四指示」と呼ばれる）が出された。「五・四指示」は、大地主のみを闘争対象とし、小・中地主や開明紳士、富農を中立化して中農と団結するというものである¹¹。地主の土地を平和的方法で買戻す、いわゆる「平和な土地改革」は一部地域¹²で行われた。それに反して、多数の地方政府は平和な土地改革に対して消極的な態度を示したり、疑問を抱いたりした。晋冀魯豫中央局による土地改革では

「一人当たり3畝の土地を分配し、地主や富農を消滅せよ」という急進的なスローガンを掲げながら、地主や富農を殺し、貧農に対してのみ、均等に土地を分配した。次に、1947年7月に全国土地会議で「中国土地法大綱」が可決された。「中国土地法大綱」によれば、すべての地主の土地所有権を廃止し、「耕す者は土地を持つ」という土地制度を実行するという。つまり、地主から没収した土地とその他の土地は、男女を問わず、村のすべての人々に均等に分配するのである。しかし、土地改革は左傾化に走ったため、各地で地主や富農への暴行や混乱が起きた。土地や家財道具はもちろん、地主・富農の命さえも危険にさらされた。左傾化が激しかったあまり、中農は土地や家財道具の再分配の対象から排除されたが、貧雇農女性は含まれた。とりわけ、未亡人や童養媳¹³、離婚女性が実家に戻っても土地をもらえるケースが多く見られた。井岡山土地改革と同じように、再分配される貧農の妻・娘の土地権利分は、世帯主の取り分として世帯所有に埋もれる可能性もあった。暴力的で不均衡な平等主義の土地改革の過程においては、貧雇農女性は土地財産の付与によって家父長制の婚姻制度からの束縛は少し緩まったといえる。しかし、夫方居住婚や娘に相続権を承認しないことは現在でも存続している¹⁴。

建国直後の土地改革（1950-1952年）では、1950年に『土地改革法』が公布された。それによると、地主の農地の所有権を廃止し、農民に農地の所有権を付与するという。具体的には、農民に農地の経営権や売買権、賃貸権を与えた。河南や湖北、江西などでは、結婚によって女性が自分の土地を売買したり、賃貸したりするケースはあったが、全体の中で極少数であった¹⁵。その後まもなく農業協同化が始まった。

農業協同化（1951-1957年）は、互助組、土地の私有を基礎に土地を出資し統一経営を行う半社会主義的性質の初級農業生産合作社、土地と主要な生産手段を集団化した社会主義的性質の高級農業生産合作社という形態の変化を経た。1956年には農家戸数の96%が農業生産合作社に参加し、所有制の面での農業の社会主義改造が完成した。せっかく農地の所有権を手に入れた女性たちだったが、余儀なく高級農業生産合作社に提供した。

人民公社（1958-1978年）は大躍進運動が進む中で合作社の合併によって組織された、生産手段の集団所有、集団労働に基づく分配制度である。農村では、人民公社と呼ばれる地域組織をひとつの単位として、社会の中でその全ての住民が生産、消費、教育、政治など生活のすべてを行うようになった。人民公社の下に生産大隊、更にその下に生産隊が置かれた。生産隊隊員のメンバーシップと農地との関係が緊密に結ばれた。当時、大寨の「鉄の娘」運動が有名であった。大寨の「鉄の娘隊」は1963年に起きた大洪水をきっかけに誕生した。その始まりは、鉄のような責任感をもち労苦に耐えて働く意志をもった「労働突撃隊」モデルの出現であった。「鉄の娘隊」は伝統的な性別分業の傾向に挑戦するものではなかった。しかし、1964年に毛沢東が全国に向けて「農業は大寨に学べ」という呼びかけを行なうと、大寨の「鉄の娘隊」の名声は国家メディアによって不断に高められ、つぎつぎに異なる政治的意味を帯びていった。「鉄の娘隊」は「男と女はみな同じである」という女性解放思想を実現するもの、「天の半分を支える」女性解放の思想となるヒロインイメージへ変化していったのである。国家が農村女性を組織的に動員するということの深層的な経済的要因は当時のローカルなレベルでの労働力不足にあったと金一虹¹⁶が指摘した。全国的な「農業は大寨に学べ」運動によって大規模な農業水利建設が巻き起こったために、農村はひどい労働力窮乏に陥った。女性たちは、農業を手放した男性たちの穴を埋めるために農業に従事したのである。しかしながら、「同一労働、同一賃金」というスローガンを掲げたにも拘らず、実際は同じ労働をしても、女性は男性の労働点数の5分の4か3しか与えられなかった。「鉄の娘」運動は女性に対し、男性と同様の社会的義務を果たすよう奨励するものの、権利の平等を強調するものではなかったと金一虹¹⁷が主張した。

土地請負制度（1978-現在）は、中国の改革開放政策の原動力となるとともに、農業農村発展の基礎として重要な役割を果たしてきた¹⁸。1983年、「戸」（農家）を単位とする農家請負経営（「包干到戸」）が全国的に普及した。中共中央1984年1号文件によって第1期土地請負期間は一般的に15年以上とされ、請負期間の統一化及び長期化によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなった。新婚女性たちは婚家先世帯へ土地資産を持ってきたことに誇りに感じていた¹⁹。中共中央1993年11号文件によると、請負期間をさらに30年延長し、農地の所有関係を長期にわたって安定させ、「人口が増えても農地は増やさず、人口が減っても農地を返上させない」という原則を徹底するという。その後、第2期請負期間（1993-現在）が始まった。以前は、婚姻による人の移動や人口増減に合わせて頻繁に行われた土地調整は「土地請負期間は三〇年不変」や「人口が増えても農地は増やさず、人口が減っても農地を返上させない」を理由として次第に減少していった。さらに、1997年8月、中共中央弁公庁・国務院弁公庁「農村土地請負関係をさらに安定させ改善することに関する通知」では、請負地の調

整は「大安定、小調整」を前提として行い、「小調整」の方法は村民大会または村民代表大会の成員の3分の2以上の同意を必要とし、かつ、郷（鎮）人民政府及び県（市、区）人民政府主管部門の承認が必要であることなどが規定された。1998年に成立した『土地管理法』では、土地請負経営期間が30年であることが明記されるとともに、土地請負関係の調整には村民大会等で3分の2以上の同意を必要とすることなどの規定が盛り込まれた。2001年に行われた調査によると、この時、失地女性のほとんどは95年以降に結婚した女性であったという²⁰。「小調整」の減少、30年の延長などの土地政策はジェンダー中立的に見えるが、実際は女性の土地所有権に非常に悪影響を及ぼした。

土地所有権を有していた「農民集団」は人民公社の廃止とともに意味が曖昧になった。『憲法』、『民法』、『土地管理法』、『農業法』の中の農村集団土地所有権に関する規定では、権利の主体の多次元性・不確定性が確認できる²¹。人民公社が廃止された後、郷、村、村民小組（村民グループ）を地域管理組織として、合作社を農村経済組織として設置した。これらの地域管理組織と経済組織の中で、一体誰が集団的財産権の持ち主なのか²²。「農民集団」の財産権は曖昧であるため、集団内の個別成員の権利も曖昧になる。そのため女性成員の財産権の不確定性は男性の倍になると言われる²³。

2. 市場経済化と女性の土地所有権——「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」

「外嫁女」

趙曉力の研究によれば、「外嫁女」は最初広東省から普及し始めた²⁴。1980年代半ば、中国は香港やマカオとの経済・民間交流が頻繁になってきたので、広東省を出て香港やマカオへ嫁いだ女性もいた。彼女たちのことを「外嫁女」と呼んだ。1987年、広東省のある村では5000人の外国人嫁がいたことが報道された。その記事に使われた「外嫁女」は、東南アジアから広東省へ嫁いだ女性たちのことを指した。1991年に広東省は土地株式合作制の実験地（中国では最初にこの政策が導入されたところのことを実験地と呼ぶ）になると、「外嫁女」は「株式配当金の配分から排除された、外へ嫁いだ女性」のことを限定的に指した。90年代以来、珠江デルタ地域の「外嫁女」グループによって、陳情、異議申立て、提訴が行われた。抗議する内容は、結婚後に村民のメンバーシップや村民待遇、特に株式合作制以降の株式の所有権や株主配当が奪い取られたことに関するものであった。「外嫁女」争議についての研究者・柏蘭芝は自分の論文で「外嫁女」を「他村の人と結婚し、戸籍を出生村にそのまま残した女性のこと」と定義した²⁵。「外」は次第に「出」という意味に変化した。しかし、実際の「権利維持運動」では、離婚者、寡婦、未婚女性、私生児、婿取りの女性、婿及び彼女らの子供も「外嫁女」集団に入ってきた。

土地株式合作社の株式配当金の配分から「外嫁女」の権利を剥奪したら、他のメンバーが残りの剰余部分を再分配することができる²⁶。その結果、「外嫁女」集団の規模が大きくならざるを得ない事態が生じた。

「出嫁女」

一般的に、「出嫁女」とは、戸籍を出生村に残し、土地請負経営権に関する経済権利を享有することができない女性のことを指す²⁷。戸籍を出生村に残す理由はさまざまである。一つは政策の原因である。例えば、非農業戸籍の男性や軍人と結婚する場合、戸籍を移動することができない。もう一つは自身の原因である。例えば、後発村の男性と結婚する場合、一般的には女性や子供の戸籍を女性の出生村に残す。「出嫁女」の「出」という字義は「嫁に出す娘はこぼした水も同然」という諺に起源をもつと言われる。「出嫁女」に出生村からの排斥の意味を含めるようになったのは第1期請負期間満期になった1998年からである。雑誌や新聞には「出嫁女」と土地請負経営権や土地収用補償金についての議論も多くみられる。1998年以降の「出嫁女」問題の中には、夫側の村にはしばらく請負地の分配や「小調整」を行う予定がないため、女性は結局どちらの村も何ももらえないことになる（「両頭空掛」）。「出嫁女」は自分自身の出生村に請負地を持っているとしても、兄弟や親が「出嫁女」に代わって農地の使用権と収益権を持つことが多い。「出嫁女」は「外嫁女」の初期の定義に近い時に、両者の名称は相互に重複交替する。例えば、裁判所の民事判決書には「出嫁女」と「外嫁女」が交替で出てくる。

「農嫁女」

2007年に浙江省が浙江省『土地請負法』実施弁法を公布した。その中に、「農嫁女」という語彙を初めて省レ

ベルの法に記載された。なぜ「農」を強調したのか。実は、近年都市化が進むにつれて、浙江省の都市と農村の結合部あるいは近郊農村では土地収用が増加した。農業戸籍（農村戸籍）の女性が非農業戸籍（都市戸籍）の男性と結婚するケースも増えた。都市に居住する男性と結婚した農村女性のことを「農嫁居」とよく呼ぶ。中国の戸籍制度によると、農業戸籍の人は結婚を機に非農業戸籍に移入することはできないという。従って、農村女性の中には非農業戸籍（都市戸籍）の男性と結婚すると、戸籍を出生村に残す人が多い。しかし、土地収用補償金の分配をめぐるのは、2000年に入ると、結婚を理由で「農嫁居」の女性たちを排除する村があった²⁸。その後、「農嫁居」にとどまらず、その被害範囲は「農嫁農」²⁹、婿などまでに拡大した。2003年に、浙江省台州市の「農嫁女」が台州中級裁判所に村民委員会を起訴したケースは100件に上ったが、ほとんどの訴えは却下された³⁰。「農嫁女」問題は大きな社会問題として新聞に取り上げられるようになった。2004年1月に、「農嫁女」問題に対して、浙江省では農村土地請負関係を安定させ、改善させる政策を打ち出した。浙江省婦女連の報告書³¹からその政策の背後に婦女連の「農嫁女」問題解決への積極的な働きかけを窺うことができる。2006年から、そのような「農嫁女」の一人はインターネットで農嫁女の権利擁護グループ（全国的なもののほか、地方ごとのグループも10ほどある）を立ち上げた。彼女は「全国の農嫁女に告げる提議書」を発表したが、その中で、「数年にわたる奮闘によって、インターネットには農嫁女権利擁護グループができ、そのメンバーは数千人に達した」と述べている。「農嫁女」という呼称の確立は婦女連内部のスタッフの働きかけの成果といえるであろう。農村女性から支持と承認を得た呼称でもある。「農嫁女」は多くの農村女性が自分で書いた陳情書にも自称として一般的に使われるようになっていく。

「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」という3つの呼称の歴史的な変遷を振り返ったところ、土地収用権への自己意識によりやく目覚める彼女たちの主体形成プロセスの難しさが分かる。声を上げられない失地女性の中には、市場経済化によって都市に出稼ぎに行った者がいれば、子育てや介護に付きまといわれた者もいる。つまり、構造的な障壁の乗り越えや組織内部の後押しがないとすれば、権利自覚の主体を必ずしも形成できてはいない。

3. 土地収用と「農嫁女」問題

中国建国後、特に改革開放以降、工業化、都市化建設や交通建設で農民から2億畝の農地を収用した。現在の市場価値ではおよそ20万億元である。しかし、農民が受け取った土地収用補償金は5000億元に至らない。しかも、4000万人の失地農民を生み出した。2008年から2009年にかけて、全国婦女連權益部「失地農民土地權益及び生活状況についてのアンケート調査」が行われた。その結果によると、60.1%の調査対象者の戸籍地の土地が収用されたという。

土地収用によって、農民が土地を失っていった。土地収用補償金が低すぎたため、農民は生計を立てにくくなる。そして、農村では社会保障が整備されておらず、再就職が難しい。なぜこういう問題を起こしたかという点、土地収用制度には根本的な欠陥があり、法律が整っていないからと王国林が指摘した³²。もっと具体的に言えば、「地方政府にとって、税収はもっとも大きな動機となる。土地を多く売却すればするほど、政府は国有地の使用権譲渡収入（土地出讓金）を多く取得できる」という経済動機を示す学者³³もいた。つまり、1994年導入された分税制度により財源不足に直面した地方政府が、その都市経営のため財源を、国有地の使用権譲渡収入に依存する傾向が生まれたためである。

開発側と村側との間に補償金をめぐるトラブルがあったとき、農村女性も異議申し立ての過程で重要な役割を果たした。しかし、補償金を分配するとき、「農嫁女」問題が起きる。「農嫁女」問題を解決するには、土地収用に関わる利害関係を今後考察する必要がある。

IV. 終わりに

「外嫁女」、「出嫁女」、「農嫁女」というすべての呼称はどちらでも自称的なものではなかった。その後、次第に自発的に使われたのは「農嫁女」であった。1920年代の井岡山時代まで遡ってみるならば、平等主義の旗を掲げながら、世帯単位の階級構成に潜むジェンダー差別は残されたままである。改革開放後、土地請負制の導入は世帯という単位をさらに明確化した。

2000年代後半になると、土地収用による侵害は、農村女性自身ばかりではなく家族にまで及んだ。特に、20代から40代までの女性たちに対する土地をめぐる権利の侵害状況の深刻さがうかがえる。婚姻をきっかけに土地を失ったとみられる一方、社会主義の平等性の喪失を裏付ける証にもなる。中国の農村女性を市場経済に巻き込むことで、彼女たちと男性村民や一部の女性村民との間に格差が生じ、固定化されていく。さらに、女性貧困化も深刻化していくのであろう。

2008年10月、中国共産党第17期中央委員会第3回会議は、農村の改革と発展について一連の新しい方針と政策を定めたが、最も注目されたのが「農村土地経営権の流通市場の確立と整備」である。今回の決議に基づき、各地で農民に農村土地請負経営権証書交付作業が始まった。農民はこの証書を使って、自由意志により農地の下請け・賃貸・交換・譲渡をすることができるようになり、そのための流通市場が整備されはじめた。また、この証書を根拠に専業合作社³⁴に加入することもでき、農業の大規模経営が促進される。しかし、戸（農家）を単位とする土地請負制度は依然として維持されたままである³⁵。そのため、実験地である四川省では、農村土地請負経営権証書に「戸主」（主に男性）の名前しか載せないこと、出生村に戸籍を残したまま婚出した女性のメンバーシップが認めないため証書が付与されないこともあった³⁶。農村土地請負経営権証書によって女性の農地をめぐる権利の損害に歯止めを掛けるどころか、その損害が拡大する可能性も見られる³⁷。

【注】

1. 2002年、「中華人民共和国農村土地請負法」が第9回全国人民代表大会常務委員会によって採決された。
2. 1992年、「中華人民共和国女性權益保障法」が第7回全国人民代表大会によって採決された。2005年、改正された。
3. 2010年12月、中華全国婦女連合会と中国国家統計局は共同で第三回中国女性の社会的地位調査を実施した。これは、1990年（第1回）、2000年（第2回）に続く、中国女性の社会的地位に関する全国規模での調査となった。宋秀岩編（2013）『新時期中国婦女社会地位調査研究』（上巻）北京：中国婦女出版社、198-202頁。
4. 楼培敏（2008）「就業與培訓：土地被徵用後的農村婦女——基于上海浦東、浙江温州、四川広元の实证研究」『社会科学』2008年第9期、上海：上海社会科学院、69-75頁。上海浦東や浙江省温州、四川広元で行われた实证的研究によれば、農地を失った女性は政府職員や国有企業会社員になる比率が男性より10.2%低く、無職率が男性より11.3%高いという。
5. 宋月萍、譚琳、陶椰（2014）「婚嫁失地会加劇農村婦女遭受家庭暴力的風險嗎？——对中国農村地区的考察」『婦女研究論叢』2014年1月第1期、北京：中国婦女出版社、12-21頁。第三回「中国女性の社会的地位調査」のデータに基づき行われたこの实证研究によれば、婚姻の原因で農地を失った女性は夫から家庭内暴力を受ける比率が33.5%であり、農地を持つ女性より2.1%高いという。
6. 1999年1月14日から4月8日にかけての日刊『中国婦女報』では、報道特集「土地請負期間中における女性の合法的な権利への保護」シリーズで全14回が載せた。第2ラウンド土地請負期間に入ると、ジェンダー差別や女性の土地権への損害が多発し、危機感を覚えた記者たちはこのシリーズを作った。
7. 王晓莉、張潮、李慧英（2014）「論股份合作改革中『性別化』的土地權利——基于女性主義視角的研究個案」『中国農業大学学报』（社会科学版）2014年6月第31卷第2期、北京：中国農業大学、48頁。
8. 王晓莉、李慧英（2013）「城镇化進程中婦女土地權利的實踐邏輯——南寧『出嫁女』案例研究」『婦女研究論叢』2013年11月第6期、北京：中華全国婦女連、41-45頁。
9. 李亜姣（2014）「国共内戦期土地改革における婦女動員」慶應義塾大学大学院法学研究科平成25年度修士論文。
10. 余伯流、陳綱（1952）『井冈山革命根拠地全史』南昌：江西人民出版社、304頁。
11. 天児慧他編（1999）『岩波現代中国事典』岩波書店、355頁。
12. 1946年11月に陝甘寧辺区政府が中共中央の指示に従って、延安の近くにある綏徳県賀家川村で平和な土地改革の試行を最初に行った。それは政府が地主から土地を購入し、貧しい農民に売るというものであった。
13. 成年前の幼女、少女を買い育てて将来男児の妻とする旧中国の婚姻制度の一つ。
14. 注9と同じ。
15. 張静（2014）「土地証明書の『登記』と『欠席』——二十世紀半ばにおける農村女性土地權利についての研究」『中国農史』2014年第4期、北京：中国農業出版社。
16. 金一虹著；大橋史恵訳（2010）「振り返り再考する——中国文化大革命期のジェンダーと労働、そして『鉄の娘』運動——」『ジェンダー史学』第6号、5-28頁。
17. 注16と同じ。
18. 河原昌一郎（2005）「中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理」『農林水産政策研究』第10号、1頁。

19. Duncan, Jennifer, Li Ping, 2001, "Women and Land Tenure in China: A Study of Women's Land Rights in Dongfang County, Hainan Province", RDI Reports on Foreign Aid and Development.
20. 林志斌「論農村土地制度運行中の性別問題——来自全国22個村の会則実証調査」『中国農村觀察』2001年4月、北京：中国社会科学院農村發展研究所、49-52頁。
21. 于建荣（2007）「農民是如何失去土地所有權？」『經濟管理文摘』第24期、北京：国家發展改革委經濟体制与管理研究所、24-27頁。
22. Ho, Peter, 2001, "Who Owns China's Land? Policies, Property Rights and Deliberate Institutional Ambiguity," The China Quarterly, Vol. 166, pp. 394-421.
23. Hare, Denise, Yang Li, and Daniel Englander, 2007, "Land Management in Rural China and its Gender Implications," Feminist Economics, Vol. 13, No. 3-4, pp. 35-61.
24. 趙曉力（2007）「外嫁女、村規民約與社会主义傳統」『郷土中国與文化自覚』、北京：三聯書店。
25. 柏蘭芝（2013）「集團的再構築：珠江デルタ地域における農村財産権制度の發展——『外嫁女』爭議を例に」『開放時代』2013年第3期、広州：広州市社会科学院。
26. 李鳳章（2005）「衆擠出博弈看女性土地權益的保護」『婦女研究論叢』2005年11月第6期、5-9頁。
27. 全国婦連權益部編（2013）『維護農村婦女土地權益報告』、北京：社会科学文献出版社、216頁。
28. 王燕平（2001）「『農嫁居』女子就得吃虧？杭州支持弱勢群體權益」『錢江晚報』2001年8月9日。
29. 農業戶籍の男性と結婚した農村女性のことを指す。
30. 鍾堅（2003）「台州百名農嫁女欲回村里分資產 法院駁回此類請求」『都市快報』2003年10月30日。
31. 浙江省婦女連（2004）「浅析婦連維權工作服務大局與服務婦女的統一」<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/8198/42175/42179/3067600.html>（最終閱覽日：2015年11月24日）。
32. 王国林著；中田和宏、田村俊郎訳（2010）『土地を奪われてゆく農民たち：中国農村における官民の闘い』名古屋：河合文化教育研究所。
33. 傅思明「土地使用權と市民の信賴利益の保護」『法制日報』2004年6月16日。
34. 中国版農協と言われる。
35. 2015年1月11日、中国共産党中央弁公庁と國務院が『農村土地収用・集團經營性建設用地市場化・宅基地制度改革が試行地で実施することに関する意見書』を発表した。
36. 例えば、第2期請負期間内に女性は実家で取得した請負地をそのまま残し結婚したとすると、戸籍がずっと実家に置いていたため、婚家先の農村土地請負經營權証書に自分の名前をのせることができない。徐傲然（2015）「四川省南充市調研基礎上的農村土地承包經營確權過程中婦女權益保護問題分析及建議」『法制博覽』2015年7月中、太原：共青团山西省委及び山西省青少年犯罪研究会、1-3頁。
37. 李瑩（2013）「土地確權登記中婦女權益保障的國際經驗和啓示」『中華女子学院學報』2013年12月第6期、北京：中華女子学院、81-86頁。